

新たな外国人材の受入れについて



平成31年2月
法務省入国管理局

【資料(目次)】

1	制度概要 ①在留資格について	1
2	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	2
3	新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	3
4	新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	4
5	新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	6
6	主な提出書類一覧	8
7	届出・報告一覧	10
8	新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)	13

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

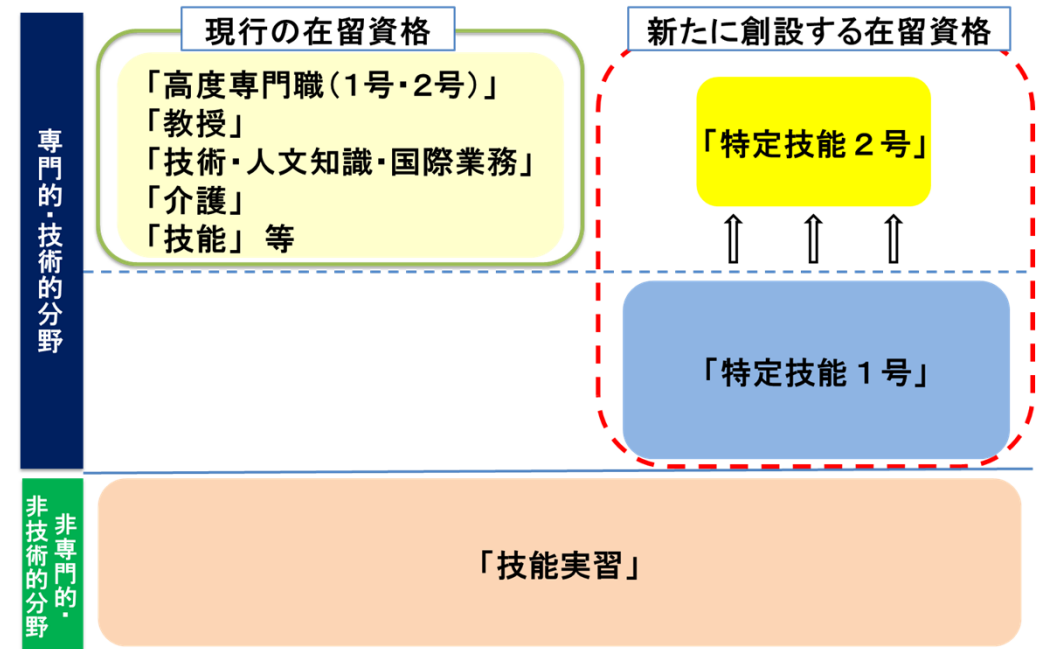
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

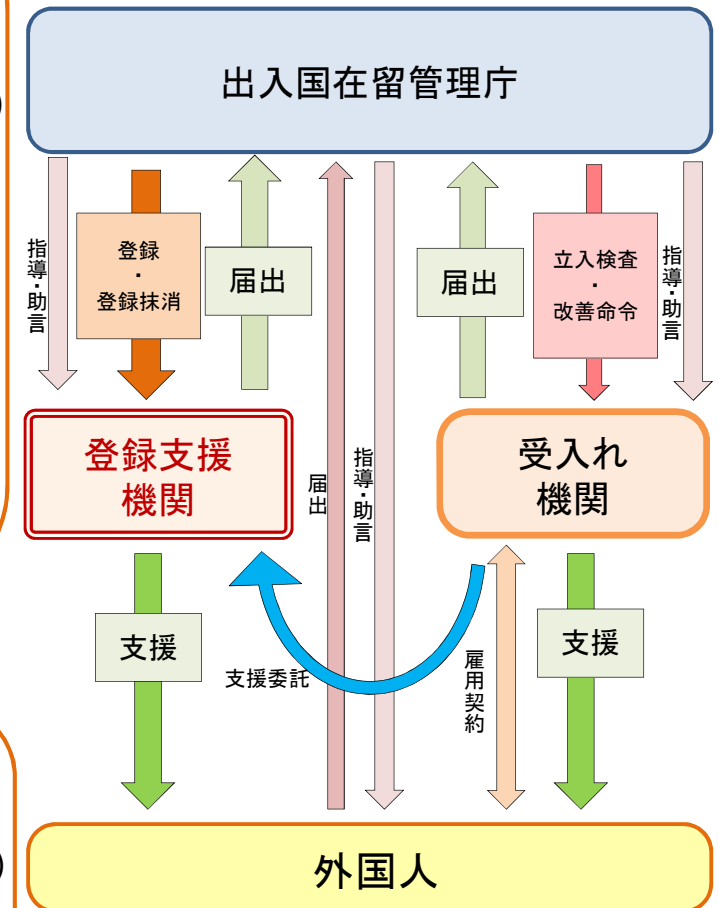
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

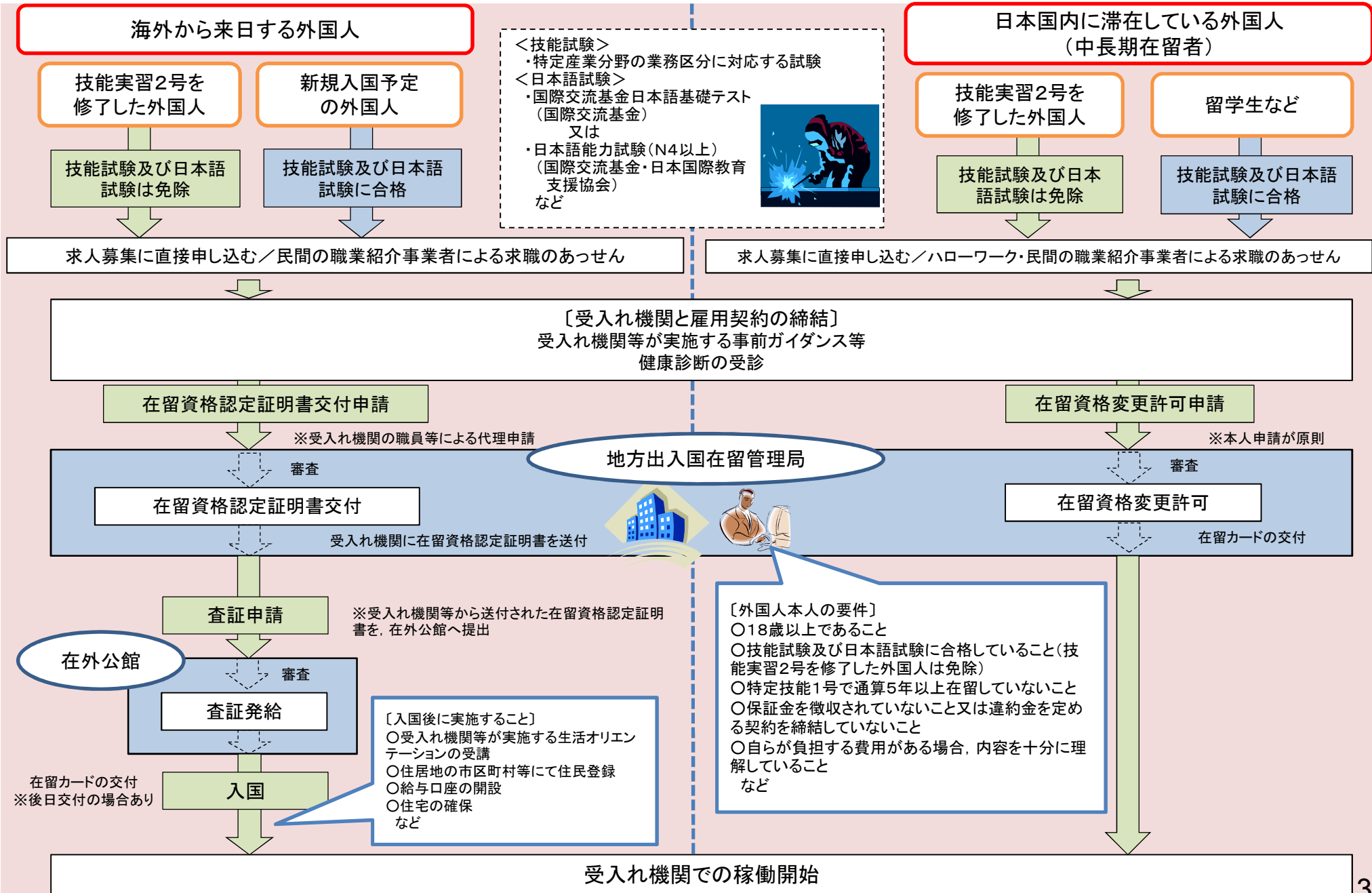
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

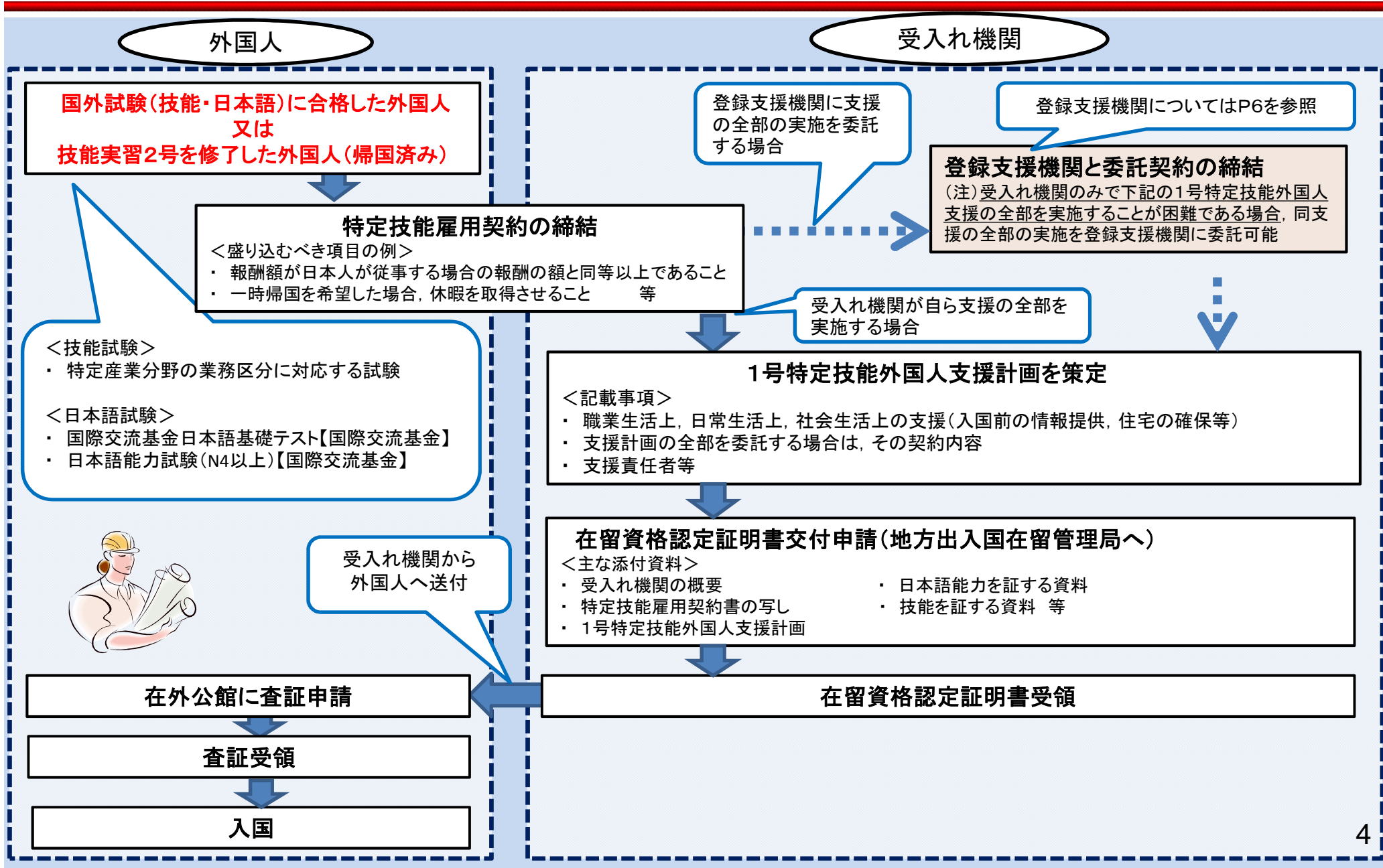
- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



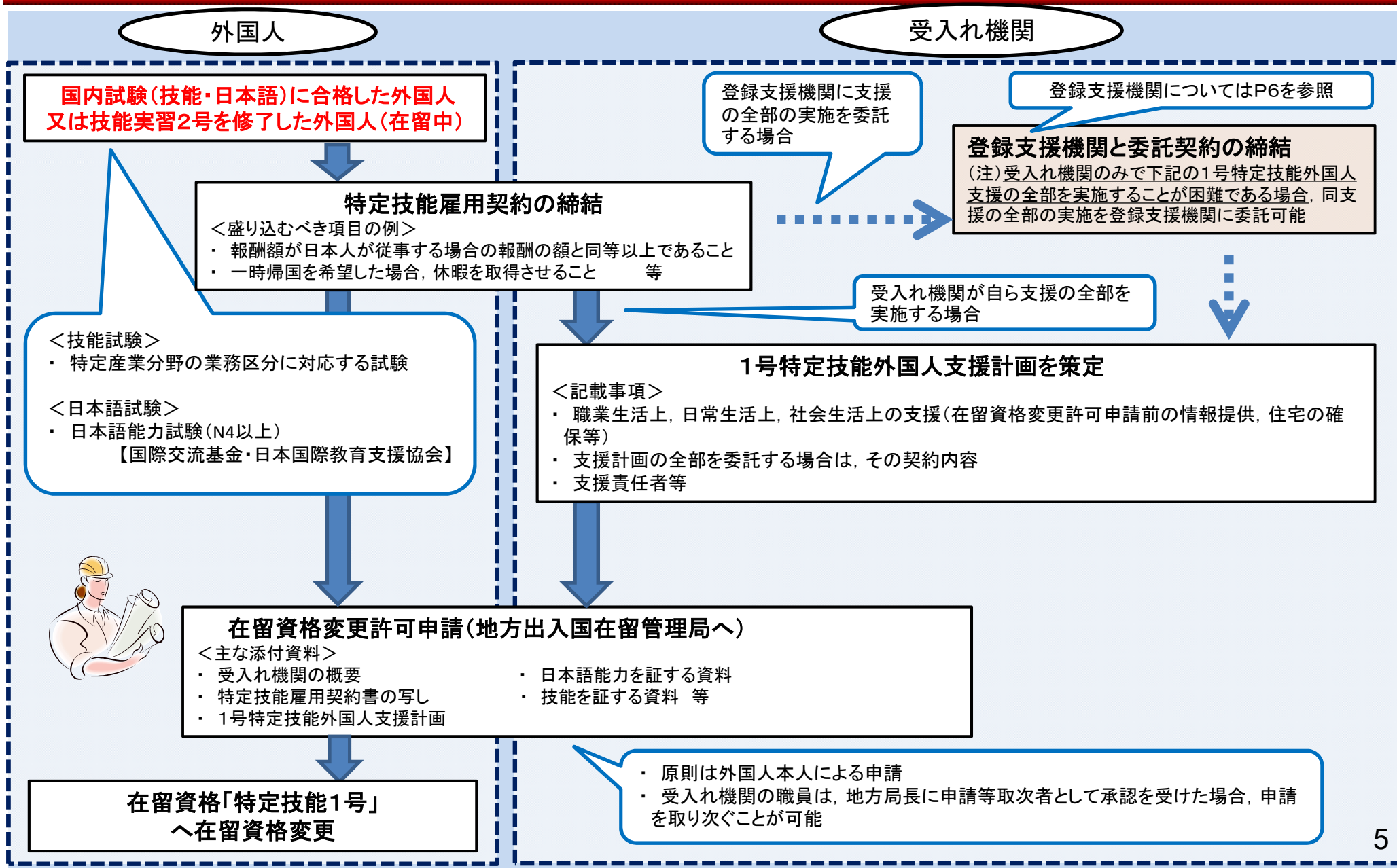
新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



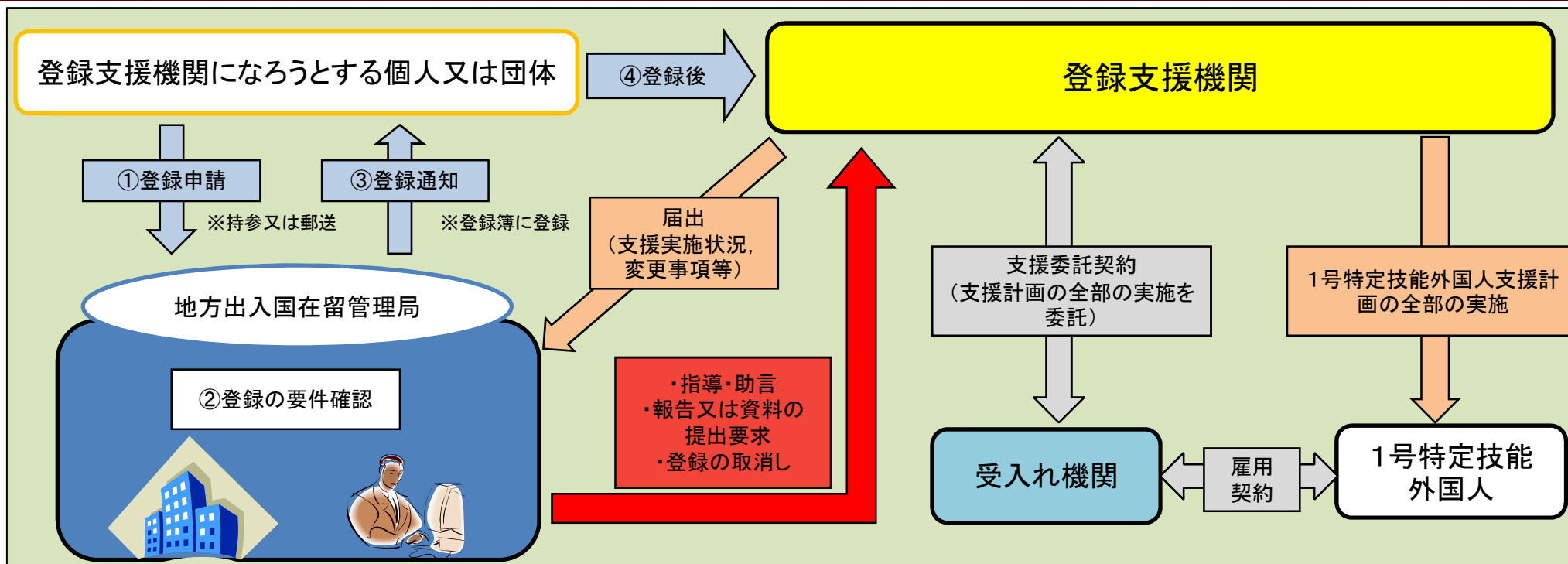
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



法務省
Ministry of Justice



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定） ○収入印紙（申請手数料） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 <p>※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定</p>

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載予定

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
 - 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
 - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
 - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
 - 刑罰法令違反による罰則（5年以内に入出国又は労働に関する法令により罰せられたなど）を受けていないこと
 - 5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し著しく不正又は不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している。

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税，住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関①）

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時 特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時 支援計画変更に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画を変更したときは届出が必要。 ・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時 支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時 受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関②）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点	
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能外国人への暴行・脅迫，旅券又は在留カードの取上げ，労働関係法令違反などがあつた場合は届出が必要。
6	定期 （四半期ごと）	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 受け入れている特定技能外国人の数，特定技能外国人の身分事項（氏名，生年月日，性別，国籍等）活動日数，活動場所，業務内容等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期 （四半期ごと）	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について，四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・ 届出対象期間内に，支援対象者が存在しない場合であっても，その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があつた場合は，受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合は，受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期 （四半期ごと）	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 報酬の支払状況については，賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（登録支援機関）

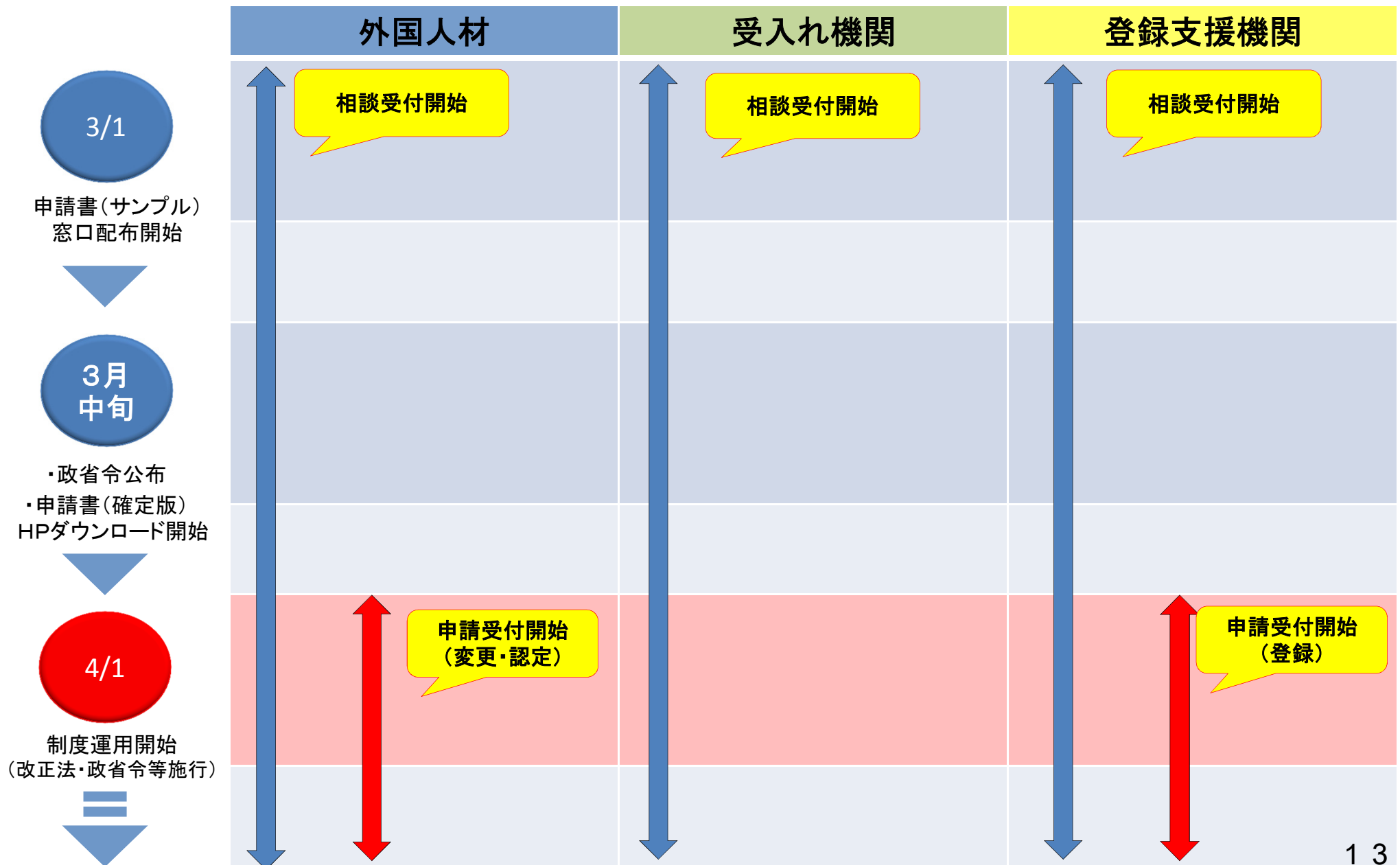
	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参 又は 郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	随時	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期 （四半期ごと）	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

新たな外国人材受入れ制度（スケジュール）



法務省
Ministry of Justice



参考資料

- ・分野別運用方針について(14分野)
- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先
- ・新たな外国人材受入れに関する経緯・背景

分野別運用方針について(14分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 〔1試験区分〕
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃	直接 〔1試験区分〕
経産省	素材材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装	直接 〔13試験区分〕
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・仕上げ ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・プラスチック成形	直接 〔18試験区分〕
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・電子機器組立て ・溶接 ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形	直接 〔13試験区分〕
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装	直接 〔11試験区分〕
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	直接 〔6試験区分〕
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	直接 〔1試験区分〕
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 〔2試験区分〕
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 〔1試験区分〕
	農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
漁業		9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)	直接 派遣 〔2試験区分〕
飲食品製造業		34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接 〔1試験区分〕
外食業		53,000人	外食業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 〔1試験区分〕

	分野	3 その他重要事項	
		受入れ機関に対して特に課す条件	
厚労省	介護	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定	
	ビルクリーニング	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること	
経産省	素材材産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	産業機械製造業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	電気・電子情報関連産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
国交省	建設	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能熟練に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等	
	造船・船用工業	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること	
	自動車整備	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること	
	航空	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場であること	
	宿泊	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた事業者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと	
農水省	農業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること	
	漁業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること	
	飲食品製造業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
外食業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと		

* 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野
耕種農業	施設園芸	農業
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	ほたてがい・まがき養殖	
養殖業		

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金 内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
建具製作	木製建具手加工	
建築大工	大工工事	建設
型枠施工	型枠工事	
鉄筋施工	鉄筋組立て	
とび	とび	
石材施工	石材加工 石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設
左官	左官	
配管	建築配管 プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事 ブラチック系床仕上げ工事 カーベット系床仕上げ工事	
内装仕上げ施工	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事	建設
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	
表装	壁装	
建設機械施工	押土・整地	建設
	積込み	
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野	
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
加熱性水産加工食品製造業	節類製造		
	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造		
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造		
	塩蔵品製造		
	乾製品製造		
水産練り製品製造業	発酵食品製造		
	かまぼこ製品製造		
	牛豚部分肉処理加工業		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造		
パン製造	パン製造		
そう菜製造業	そう菜加工		
農産物漬物製造業	農産物漬物製造		
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造		外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
織布運転	合ねん糸工程	
	準備工程	
	製織工程	
染色	仕上工程	
	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
	婦人子供服製造	
紳士服製造	紳士既製服縫製	
	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
	寝具製作	
カーベット製造	寝具製作	
	織じゆうたん製造	
帆布製品製造	タフテッドカーベット製造	
	帆布製品製造	
布はく縫製	ニードルパンチカーベット製造	
	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造	産業機械製造業
	非鉄金属鑄物鑄造	
鍛造	ハンマ型鍛造	産業機械製造業
	プレス型鍛造	
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	産業機械製造業
	コールドチャンパダイカスト	
機械加工	普通旋盤	産業機械製造業
	フライス盤	
	数値制御旋盤	
	マシニングセンタ	

6 機械・金属関係(続き)

職種名	作業名	分野
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業
鉄工	構造物鉄工	
工場板金	機械板金	素形材産業
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	産業機械製造業
機械保全	機械系保全	
電子機器組立て	電子機器組立て	産業機械製造業
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	情報関連産業

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野
家具製作	家具手加工	素形材産業
印刷	オフセット印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	素形材産業
	射出成形	
	インフレーション成形	
強化プラスチック成形	フロー成形	素形材産業
	手積み積層成形	
塗装	建築塗装	素形材産業
	金属塗装	
	鋼橋塗装 噴霧塗装	
溶接	手溶接	素形材産業
	半自動溶接	
工業包装	工業包装	産業機械製造業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	素形材産業
	印刷箱製箱	
	貼箱製造 段ボール箱製造	
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	素形材産業
	圧力鑄込み成形 バッド印刷	
自動車整備	自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護	介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
電気機器組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
塗装	ブロー成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業

7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

10 宿泊

職種名	作業名

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 総務課, [2019年4月以降] 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査部門, [2019年4月以降] 就労審査第二部門	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114

官署名	住所	連絡先
大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省製造産業局 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

経緯

1 経済財政諮問会議での総理大臣指示 (平成30年2月20日)

- 「深刻な人手不足が生じているため、「外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」
- 「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める。」

2 タスクフォース(TF)の設置 (平成30年2月23日)

- 2月23日、関係省庁の局長級で構成するTFを設置
- 2月23日から5月29日までの間にTFを2回開催、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

3 骨太の方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

- 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。必要がある。
- このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。

4 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 の開催(平成30年7月24日設置)

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

- アベノミクスの推進により、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下
- 一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇
- 2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新